



発行 新潟県

第 73 号

令和8年9月18日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

41 新潟県財務規則の一部を改正する規則（出納局管理課）

訓 令

16 新潟県財務規則第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令の一部改正（出納局管理課）

告 示

749 新潟県議会 9 月定例会の招集（政策企画課）

750 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）

751 土地改良区連合役員の就退任届（農地計画課）

752 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）

753 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）

754 兼用工作物の管理方法に係る協議成立（道路管理課）

755 特定歳入等の指定（出納局管理課）

公 告

特定調達契約の落札者等（ICT推進課）

大規模小売店舗の届出事項の変更（地域産業振興課）

大規模小売店舗の届出事項の変更（地域産業振興課）

大規模小売店舗の新設（地域産業振興課）

特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

教育委員会公告

特定調達契約の落札者等について（教育庁総務課）

規 則

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 18 日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第 41 号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和 57 年新潟県規則第 10 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前												
（<u>地方税共同機構に行わせる収納に関する事務に係る歳入等</u>） 第 112 条 <u>法第 243 条の 2 の 7 第 2 項の規定により知事が定める歳入等は、その性質上その収納に関する事務を地方税共同機構に行わせることが適当でないものとして法令で定めるもの以外の全ての歳入及び歳入歳出外現金とする。</u> （歳入歳出外現金の納入通知） 第 180 条 歳入歳出外現金等受払通知者は、歳入歳出外現金を、歳入歳出外現金等納付書により納付を受ける場合及び歳出の支出に係る支払の際に控除して徴収する場合を除き、必要がある場合は、歳入歳出外現金を納付すべき者に対し、納入通知書を送付して指定金融機関等 <u>又は地方税共同機構</u> に納付させることができる。 （賠償責任を負うべき職員） 第 212 条 <u>法第 243 条の 2 の 9 第 1 項後段</u>の規則で指定する職員は、次に掲げる行為をする権限に属する事務を専決し、又は代決することができる職（主査及び主任を除く。）にある者及び第 5 号の監督又は検査を命じられた者とする。 （1）～（5） （略） （違反行為等による損害の報告） 第 214 条 部局長は、<u>法第 243 条の 2 の 9 第 1 項</u>に規定する職員が法令の規定に違反して同項各号に掲げる行為をしたこと又は怠ったことにより県に損害を与えたと認めるときは、直ちにその詳細を総務部長に報告しなければならない。 別表第 12（第 179 条関係） 1 受入通知の特例 <table><tr><th>受入れの事由</th><th>受入通知</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>2 （略）</td><td>歳入歳出外現金の納入通知書又は現金払込書により、当該現金が指定金融機関等 <u>又は地方税共同機構</u> に納付されたとき。</td></tr></table>	受入れの事由	受入通知	（略）		2 （略）	歳入歳出外現金の納入通知書又は現金払込書により、当該現金が指定金融機関等 <u>又は地方税共同機構</u> に納付されたとき。	第 112 条 <u>削除</u> （歳入歳出外現金の納入通知） 第 180 条 歳入歳出外現金等受払通知者は、歳入歳出外現金を、歳入歳出外現金等納付書により納付を受ける場合及び歳出の支出に係る支払の際に控除して徴収する場合を除き、必要がある場合は、歳入歳出外現金を納付すべき者に対し、納入通知書を送付して指定金融機関等に <u>直接</u>納付させることができる。 （賠償責任を負うべき職員） 第 212 条 <u>法第 243 条の 2 の 8 第 1 項後段</u>の規則で指定する職員は、次に掲げる行為をする権限に属する事務を専決し、又は代決することができる職（主査及び主任を除く。）にある者及び第 5 号の監督又は検査を命じられた者とする。 （1）～（5） （略） （違反行為等による損害の報告） 第 214 条 部局長は、<u>法第 243 条の 2 の 8 第 1 項</u>に規定する職員が法令の規定に違反して同項各号に掲げる行為をしたこと又は怠ったことにより県に損害を与えたと認めるときは、直ちにその詳細を総務部長に報告しなければならない。 別表第 12（第 179 条関係） 1 受入通知の特例 <table><tr><th>受入れの事由</th><th>受入通知</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>2 （略）</td><td>歳入歳出外現金の納入通知書又は現金払込書により、当該現金が指定金融機関等に納付されたとき。</td></tr></table>	受入れの事由	受入通知	（略）		2 （略）	歳入歳出外現金の納入通知書又は現金払込書により、当該現金が指定金融機関等に納付されたとき。
受入れの事由	受入通知												
（略）													
2 （略）	歳入歳出外現金の納入通知書又は現金払込書により、当該現金が指定金融機関等 <u>又は地方税共同機構</u> に納付されたとき。												
受入れの事由	受入通知												
（略）													
2 （略）	歳入歳出外現金の納入通知書又は現金払込書により、当該現金が指定金融機関等に納付されたとき。												

(略)	(略)
2 (略)	2 (略)

附 則

この規則は、令和8年9月24日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第16号

本 庁
地 域 機 関

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令（平成5年3月新潟県訓令第7号）の一部を次のように改正し、令和8年9月24日から実施する。

令和8年9月18日

新潟県知事 花 角 英 世

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第40号様式 （第88条関係） （略） （略） 収入内容 <u>税目・料金番号</u> （略）	第40号様式 （第88条関係） （略） （略） 収入内容 （略）
第50号様式 （第91条関係） （略） （略） （略） 収入内容 <u>税目・料金番号</u> （略）	第50号様式 （第91条関係） （略） （略） （略） 収入内容 （略）
第115号様式 （第158条、第159条、第216条関係） （略） （略） 収入内容 <u>税目・料金番号</u> （略） （略）	第115号様式 （第158条、第159条、第216条関係） （略） （略） 収入内容 （略） （略）

第44号様式を次のように改める。

第44号様式（第90条関係）

新潟県公金

領収控(税外収入金)

収入区分	所属	年度	会計	繰区
決議番号	内訳番号	所轄区分		

納入義務者

金額		円
内容		
納期限		
所属		

納入場所：
全国のeL-QR対応金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）

領 収 日 付 印

新潟県公金

O C R 用

〔この用紙は、直接機械に読み取らせますので汚したり折り曲げたりしないでください。〕

領 収 済 通 知 書 (県税徴収金外収入)

株式	区分	所 属	年度	会計	繰	決議番号	内訳番号
21							
予算計上課	科 目	等	金 額				

納入義務者

金額		円
内容		
納期限		
科目等名称		
所属		

所轄区分

本書の金額を
領収したので通知します
新潟県会計管理者様

領 収 日 付 印

新潟県公金

納 入 通 知 書 兼 領 収 証 書

収入区分	所属	年度	会計	繰区	決議番号	内訳番号

〒

様

金額		円
内容		
納期限		
科目等名称		
所属		

本書のとおり納入してください

上記のとおり領収しました

納入場所：全国のeL-QR対応金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）

領 収 日 付 印

第128号様式を次のように改める。

第128号様式（第180条関係）

新潟県公金

領収控(外現金)

収入区分	所属	年度	会計	繰区
決議番号		内訳番号	所轄区分	

納入義務者

金額		円
内容		
納期限		
所属		

納入場所：
全国のeL-QR対応金融
機関（ゆうちょ銀行を
除く。）

領 収 日 付 印

新潟県公金 O C R 用

領 収 済 通 知 書 (歳入歳出外現金)

株式	区分	所 属	年度	会計	繰	決議番号	内訳番号
21							
予算計上課		科 目	等	金 額			

納入義務者

金額		円
内容		
納期限		
科目等名称		
所属		

所轄区分

本書の金額を
領収したので通知します
新潟県会計管理者様

領 収 日 付 印

〔この用紙は、直接機械に読み取らせますので汚
したり折り曲げたりしないでください。〕

新潟県公金

納 入 通 知 書 兼 領 収 証 書

収入区分	所属	年度	会計	繰区	決議番号	内訳番号

〒

様

金額		円
内容		
納期限		
科目等名称		
所属		

本書のとおり納入してください

上記のとおり領収しました

歳入歳出外現金等
受払通知者

納入場所：全国のeL-QR対応金融機関
（ゆうちょ銀行を除く。）

領 収 日 付 印

告 示

◎新潟県告示第749号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、新潟県議会 9月定例会を令和8年9月29日午後1時新潟県議会議場に招集する。

令和8年9月18日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第750号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和8年9月18日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	15008	登録年月日	平成14年8月26日
登録検査機関の名称	有限会社 共生の大地にいがた二十一		
代表者氏名	代表取締役 相沢 久明		
主たる事務所の所在地	新発田市本田丙12番地キネス本田205		
登録の区分	品 位 等 検 査		
農産物の種類	国 内 産 も み、国 内 産 玄 米		
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員		
	氏 名	農産物の種類	証明書番号
備 考	略称『共生の大地』 令和8年9月18日 所在地の変更。		

◎新潟県告示第751号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第18項の規定により、新発田市の加治川沿岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和8年9月18日

新潟県新発田地域振興局長

1 退任

理事 北蒲原郡聖籠町大字大夫2012番地 西脇 道夫

退任年月日 令和8年9月4日

◎新潟県告示第752号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、佐渡市の金井土地改良区の定款の変更を令和8年9月8日認可した。

令和8年9月18日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第753号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和8年9月18日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
-----	-----	------	-------

東潟	区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業	上越市	令和8年6月9日
----	--------------------------	-----	----------

◎新潟県告示第754号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年9月18日

新潟県魚沼地域振興局長

- 1 道路の種類及び路線名
県道 大石吉水線
- 2 道路の位置
魚沼市堀之内字山田3105番1から同市堀之内字上ノ原3815番1まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在
名称 水路管理者 魚沼市土地改良区理事長
所在 魚沼市今泉1488番地1
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
関係図面に表示するところによる。
- 5 管理の期間
令和8年8月12日から当該施設の存続する日まで

◎新潟県告示第755号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第2項の規定により、特定歳入等として知事が定めるものは、次のとおりとする。

令和8年9月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 分担金及び負担金
- 2 使用料及び手数料
- 3 財産収入
- 4 寄附金
- 5 諸収入
- 6 県債
- 7 歳入歳出外現金

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年9月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
新潟県団体内統合宛名システム用ソフトウェア等一式（その2）の借上げ
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県知事政策局 I C T 推進課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 契約方式
一般競争入札
- 4 落札決定日

令和8年8月28日(金)

- 5 落札者の氏名及び住所
NTT・TCリース株式会社 新潟支店
新潟市中央区上大川前通六番町1215番地7
- 6 落札価格
51,242,400円
- 7 入札公告日
令和8年7月10日(金)
- 8 落札方式
最低価格

大規模小売店舗の届出事項の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年9月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 トーア・ショッピングセンター
所在地 長岡市今朝白二丁目5番15号
設置者 株式会社東亜
- 2 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)株式会社原信 代表取締役 丸山 三行 長岡市中之島1993番地17
(変更後)株式会社原信 代表取締役 原 和彦 長岡市中之島1993番地17 他1者
- 3 変更年月日
令和8年4月1日 他
- 4 変更理由
代表者の変更及び開店のため
- 5 届出年月日
令和8年8月27日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、長岡市産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和8年9月18日から令和9年1月18日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援係
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出事項の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年9月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 村松ショッピングセンター

所在地 五泉市村松小新保1301－1

設置者 株式会社魚齋藤

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社魚齋藤 代表取締役 朝日 幸勝 新潟県五泉市村松14番地 1

(変更後) 株式会社魚齋藤 代表取締役 黒井 英恭 新潟県五泉市村松14番地 1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社魚齋藤 代表取締役 朝日 幸勝 新潟県五泉市村松14番地 1 他 2 者

(変更後) 株式会社魚齋藤 代表取締役 黒井 英恭 新潟県五泉市村松14番地 1 他 2 者

3 変更年月日

(1) 令和 8 年 2 月 24 日 他

(2) 令和 8 年 2 月 24 日 他

4 変更理由

代表者及び所在地の変更のため

5 届出年月日

令和 8 年 8 月 27 日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、五泉市商工観光課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和 8 年 9 月 18 日から令和 9 年 1 月 18 日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電 話 025－280－5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の新設について (公告)

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 5 条第 1 項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から 4 月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和 8 年 9 月 18 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ドラッグコスモス新光店

所在地 上越市新光町二丁目 2－8 番 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称 株式会社コスモス薬品

法人代表者氏名 代表取締役 横山 英昭

住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称 株式会社コスモス薬品

法人代表者氏名 代表取締役 横山 英昭

住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 9 年 5 月 9 日

4 大規模小売店舗の店舗面積の合計

計1,358平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおりに
 - ・収容台数 計50台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおりに
 - ・収容台数 計20台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおりに
 - ・面積 計40.0平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおりに
 - ・容量 計13.5立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社コスモス薬品
午前9時00分から午後10時00分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 2箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおりに
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分から午後9時00分
- 7 届出年月日
令和8年9月8日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、上越市産業部産業政策課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
令和8年9月18日から令和9年1月18日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援係
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年9月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
 - (1) ロータリ除雪車（2.6m220kW級、スイングオーガ装置、後輪ダブルタイヤ、稼働記録計付） 1台
 - (2) ロータリ除雪車（2.6m220kW級） 1台
 - (3) 小形除雪車（1.0m級、ロング雪切板付） 1台
 - (4) 小形除雪車（1.3m級、ロング雪切板、稼働記録計付） 1台
 - (5) 小形除雪車（1.0m級） 1台
 - (6) 凍結防止剤散布車（湿式4t級、4×4、スペアタイヤ付） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日

令和 8 年 7 月 10 日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 上記 1 (1)、(2)、(4)、(5) 及び (6) について

株式会社 N I C H I J O 北陸営業所

新潟県新潟市中央区東大通 1 - 3 - 8 明治安田生命新潟駅前ビル 7 F

- (2) 上記 1 (3) について

株式会社コバリキ

新潟県新潟市中央区下大川前通四ノ町 2 1 8 5 番地

5 落札価格

- (1) 上記 1 (1) について

67, 218, 700 円

- (2) 上記 1 (2) について

61, 498, 700 円

- (3) 上記 1 (3) について

16, 453, 700 円

- (4) 上記 1 (4) について

30, 148, 700 円

- (5) 上記 1 (5) について

16, 618, 700 円

- (6) 上記 1 (6) について

33, 809, 530 円

6 契約方式

一般競争入札

7 落札方式

最低価格

8 入札公告日

令和 8 年 5 月 29 日

病院局公告

一般競争入札の実施について (公告)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条第 1 項の規定により、ハイスピードドリルシステムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和 8 年 9 月 18 日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量

ハイスピードドリルシステム 一式

- (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

- (3) 納入期限

令和 8 年 10 月 30 日

- (4) 納入場所

新潟県立新発田病院

- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

令和8年9月28日（月）午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和8年9月30日（水）午前10時00分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

教育委員会公告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成

7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年9月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名
新潟県教育情報ネットワークシステム用オフィスソフトウェア一式の調達
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県教育庁総務課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 契約方式
一般競争入札
- 4 落札決定日
令和8年7月27日(月)
- 5 落札者の氏名及び住所
株式会社キザシオ
新潟県新潟市中央区鑑2丁目10番6号
- 6 落札金額
214,266,000円
- 7 入札公告日
令和8年6月26日(金)
- 8 落札方式
最低価格